

志木市庁舎
自動販売機設置事業者
公募入札募集要領

令和 7 年 5 月
志木市総合行政部行政管理課

目 次

設置事業者決定までのスケジュール	・ ・ ・ ・	1
募集要領	・ ・ ・ ・	2
(様式)		
志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札参加申込書 (第1号様式)	・ ・ ・ ・	9
誓約書(第2号様式)	・ ・ ・ ・	10
入札書(第3号様式)	・ ・ ・ ・	11
質問書(第4号様式)	・ ・ ・ ・	12
入札参加辞退届(第5号様式)	・ ・ ・ ・	13
自動販売機の管理関係等に関する届出書(第6号様式)	・ ・ ・ ・	14
(資料)		
市有財産賃貸借契約書(案)	・ ・ ・ ・	15

設置事業者決定までのスケジュール

1 募集要領の公開

令和7年5月8日（木）から

志木市ホームページ（<http://www.city.shiki.lg.jp/>）からダウンロードできます。

2 質問書について

【質問書の提出について】

令和7年5月15日（木）午前10時まで

電子メールで提出してください（gyouseikanri@city.shiki.lg.jp）。

【質問書に対する回答について】

令和7年5月20日（火）までに全ての質問と回答を市のホームページに掲載します。

ただし、質問がない場合は省略します。

3 入札参加申込書及び入札書の提出

令和7年5月27日（火）正午まで（必着）

入札を希望する方は、志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札参加申込書（第1号様式）等の必要書類（P.5～参照）を入札書（第3号様式）と同時に提出してください。

提出方法は、配達記録の確認できる郵送、宅配便又は持参のいずれかとします。

【提出先】 志木市総合行政部行政管理課 文書統計・発注管財グループ

4 開札の実施

1 日時 令和7年5月29日（木）午後2時開始

2 会場 志木市役所3階 大会議室3-1

5 契約

開札終了後、所定の期日までに志木市と締結していただきます。

設置者は、契約書と併せて「自動販売機の管理関係等に関する届出書」（第6号様式）を提出してください。

6 自動販売機の設置

原則、令和7年7月15日（火）から7月18日（金）までの間に設置をお願いします。

※ 令和7年7月15日に設置ができない場合でも、賃貸借料は発生します。

志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札募集要領

志木市では、市庁舎に自動販売機を設置する事業者を募集し入札により決定します。入札への参加を希望される方は、本募集要領及び仕様書をよくご覧になり、落札後の辞退や契約期間中の撤退がないよう十分ご検討の上、参加してください。

1 物件一覧

※それぞれの物件詳細については、別紙【物件詳細シートNo.1～4】をご覧ください。

物件 番号	物件名	設置場所 (詳細は別添図面に示す)	販売物品	屋内 屋外	所管課
1	志木市役所 1	志木市中宗岡 1-1-1	缶・ペットボトル飲料	屋内	行政管理課
2	志木市役所 2	志木市中宗岡 1-1-1	缶・ペットボトル飲料	屋内	行政管理課
3	志木市役所 3	志木市中宗岡 1-1-1	飲食物	屋内	行政管理課
4	志木市役所 4	志木市中宗岡 1-1-1	缶・ペットボトル飲料	屋内	行政管理課

※参考①：令和6年8月1日現在の職員の人数は職員278人、会計年度任用職員104人
階別配置職員数

1階：143名 2階：137名 3階：96名 4階：6名 計：382人

参考②：庁舎での販売実績（令和6年 物件毎の売上本数並びに平均本数と総計平均）

物件No.1 年間売上本数：15,782本 平均売上本数（月間）：1,315本

物件No.2 年間売上本数：11,491本 平均売上本数（月間）：958本

物件No.3 年間売上本数：7,144本 平均売上本数（月間）：595本

物件No.4 年間売上本数：4,370本 平均売上本数（月間）：364本

全体 年間平均売上本数：9,716本 平均売上本数（月間）：810本

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号から6号までに規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立をしていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生の申立をしていない者であること。

こと。

(7) 公租公課を滞納してないこと。

3 賃貸借方法等

(1) 賃貸借方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）

(2) 賃貸借期間

令和7年7月15日から令和10年7月14日まで（36か月）

(3) 自動販売機の設置事業者は、物件番号ごとに選定する。

(4) 機器仕様等

別紙【物件詳細シートNo.1～4】のとおり。

(5) 環境対策

設置者は、環境負荷軽減のため、ノンフロン型を設置すること。また、消費電力削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ方式、ピークカット機能、照明の自動点滅、減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器を設置すること。

(6) ユニバーサルデザイン

設置者は、低い位置に設置された商品選択ボタン、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、老若男女、障がいの有無にかかわらず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

(7) キャッシュレス決済への対応

各種感染症対策及び利便性向上の観点から、交通系ICカード、スマートフォン、電子マネー等の決済が可能なものを設置すること。

4 自動販売機の設置、管理及び運営について

設置者は、自動販売機の設置、管理及び運営に当たっては、以下に記載する事項を遵守するものとする。

(1) 安全対策

設置者は、自動販売機の設置における安全を確保するため、以下の安全対策を講じるものとする。

ア 転倒防止のため、自動販売機の据付基準（JIS規格 JIS B8562）及び自動販売機の屋内据付基準（日本自動販売システム機械工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、庁舎の建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。

イ 販売物品の安全性確保のため、食品、添加物等の規格基準（食品衛生法）、自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

ウ 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、当該自動販売機は、屋内装置であるが、自動販売機堅牢化基準（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(2) 販売品

ア 販売品は、飲料水等とし、煙草・アルコール類の販売は認めない。

イ 物件No.2については、志木市上下水道部が販売している「志木の恵水「水輝」」を

販売すること。なお、調達方法については上下水道部と協議のうえ、決定し、販売価格については市で指定しない。また、「志木の恵水「水輝」」の販売は、自動販売機を設置してから6か月後までには開始すること。

(3) 商品の補充、変更及び消費期限の確認

設置者は、設置する自動販売機への商品の補充、変更及び消費期限の確認を行うこと。また、設置者は、販売物品を起因とする事故等の発生に対して、自らの責任において誠実に事故の収束に努めること。

(4) 売上金の回収及び釣銭の補充

設置者は、設置する自動販売機の売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。

(5) 故障時の対応

設置者は、日頃から保守業務を随時行い、設置した自動販売機に故障が発生した場合、速やかに保守員を派遣し対応するなど、当該自動販売機の機能維持に努めるものとする。なお、設置者は、設置する自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、利用者の問い合わせ等に誠実に対応すること。

(6) 使用済み容器の回収

設置者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めるものとする。

ア 原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。

イ 回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。

ウ 使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。また、1か月に1度は、清掃をし、汚れ等を除去すること。なお、回収は、原則的に開庁日のみとし、やむを得ず閉庁日における作業を行うときは、事前に庁舎管理責任者の承認を得るものとする。

エ 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

(7) 費用負担

設置者は、以下の費用を別途負担するものとする。

ア 電気代

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気代は、設置場所賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）とは別に、設置者が市に対し支払うものとする。なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、毎月末に検針を実施し、3月末、6月末、9月末及び12月末に3か月分を集計するものとする。なお、料金については、東京電力エナジーパートナー（株）の従量電灯Bの料金算定を基礎に算出するものとする。

イ 自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は、設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、庁舎管理責任者の指示に従って行う

こと。

(8) 原状回復

設置者は、賃貸借期間が満了または契約が取り消された場合は、速やかに原状回復し、庁舎管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は、設置者の負担とし、設置者は一切の補償を市に対し求めることができないものとする。

(9) 売上の報告

設置者は、毎月の売上金額と売上個数を毎年3月末、6月末、9月末及び12月末に3か月分取りまとめて、庁舎管理責任者へ報告すること。なお、報告する際は、電子データによるものとする。

5 使用上の制限

設置者は、賃貸借決定から賃貸借期間満了までの間、以下の事項について遵守するものとする。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、賃貸借料を確実に納付すること。
- (2) 賃貸借物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 賃貸借物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

6 賃貸借料

年額の賃貸借料は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

7 質問書の提出及び回答について

(1) 提出期限

令和7年5月15日（木）午前10時まで

(2) 提出方法

質問書（第4号様式）を、電子メールで提出してください。

(3) 提出先

志木市総合行政部行政管理課 文書統計・発注管財グループ

電子メールアドレス：gyouseikanri@city.shiki.lg.jp

(4) 質問への回答

令和7年5月20日（火）までに、全ての質問と回答を市のホームページに掲載します。

8 入札参加申込

入札への参加を希望する方は、(5)の書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年5月27日（火）正午まで

(2) 受付時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

提出方法は、配達記録の確認できる郵送、宅配便又は持参のいずれかとします。

(4) 提出先

志木市総合行政部行政管理課 文書統計・発注管財グループ

(5) 提出書類

提出書類	
①	志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札参加申込書（第1号様式）
②	誓約書（第2号様式）
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
④	法人市町村民税の納税証明書
⑤	設置する自動販売機のカatalog

※ ③及び④については、発行3か月以内のものとする（写しでも可とする）。

複数の物件に参加する場合は、提出書類は、事業者ごとに1部でよい。

提出書類は、返却しません。

9 入札方法等

(1) 入札方法

郵送、宅配便又は持参により入札書（第3号様式）及び志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札参加申込書（第1号様式）と同時に提出してください。

提出期限は、令和7年5月27日（火）正午必着とします。

入札書は3回目までの入札書を送付いただくようお願いします（同額となった場合又は最低制限価格に達しなかった場合、3回目まで入札を執行するためです）。また、入札書に何回目の入札かわかるよう、物件名に「○回目入札」と記入してください。

なお、入札書を封入する封筒には、「自動販売機設置事業者公募入札」及び物件番号を記入してください。

入札結果については当日、電話連絡をいたしますので、入札書にご担当者の氏名と連絡先を記入いただくようお願いします。

詳細の結果につきましては、後日ホームページで公開しますので、確認いただくようお願いします。

(2) 入札金額

入札書（第3号様式）に記載する金額は、年額とし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

【注意】

契約金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）となります。

(3) その他

ア 提出した入札書は、その理由の如何を問わず、書き換え、引き換え及び撤回をすることはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を

延期、又は取りやめることがあります。

10 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合を含む。）
- (3) 不正行為による入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- (5) 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- (6) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (7) 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした者の入札

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年5月29日（木） 午後2時から

- (2) 場所
志木市役所庁舎 3階 大会議室3-1

※ 開札への立会いは不要ですが、立会いを希望する場合は5月27日午後4時までに、行政管理課へご連絡ください。

12 落札者の決定

- (1) 市が定める最低制限価格以上で最高の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 入札で落札者となるべき者が2者以上あるときは、2回目・3回目の入札を執行するものとします。それでも、決定しなければ、後日競争見積りを行い、決めるものとします。

13 契約の締結

落札者決定後、落札者決定通知を送付してから7日以内に行政管理課と賃貸借契約を締結します。

また、落札者は、契約書と併せて自動販売機の管理関係等に関する届出書（第6号様式）を提出してください。

14 落札者の決定の取消し

落札者が次のいずれかに該当する場合は、落札者としての資格を取り消すものとします。

- (1) 13で示す期日までに契約書が提出されなかったとき。
- (2) 落札後に申請書等への虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (3) 落札者が、著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと本市が判断したとき。

15 問い合わせ先

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市役所 行政管理課 文書統計・発注管財グループ

電話番号：048-473-1112

電子メールアドレス：gyouseikanri@city.shiki.lg.jp

受付番号

志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札参加申込書

令和 年 月 日

志木市長 香 川 武 文 様

申込者
住 所
(所在地)
法人名

代表者名

志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札について、募集要領を承知の上、以下のとおり参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

1 参加を希望する物件

希望	物件番号	物件名
	1	志木市役所 1
	2	志木市役所 2
	3	志木市役所 3
	4	志木市役所 4

注) 参加を希望する物件の希望欄に○を記入してください。なお、複数を希望することも可能です。

2 添付書類 (提出する書類に○を記入してください。)

提出	書 類 名
	①誓約書 (第2号様式)
	②商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
	③法人市町村民税の納税証明書
	④設置する自動販売機のカタログ
	⑤入札書

誓 約 書

令和 年 月 日

志木市長 香 川 武 文 様

申込者
住 所
(所在地)

法人名

代表者名

志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札への参加申込みに当たり、下記の事項について相違ないことを確約し、貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けています。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から6号までに規定する暴力団及び暴力団員ではありません。また、暴力関係業者を利用しておりません。役員・使用人等は、暴力団関係業者ではありません。なお、志木市長が必要と認める場合は、埼玉県警察本部に照会することを承認します。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではありません。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の申立てはしておりません。
- 6 公租公課を滞納しておりません。
- 7 応募にあたっては、募集要領及び仕様書の記載事項を承知したうえで参加します。

第3号様式

物件番号		物件名	
------	--	-----	--

入 札 書

賃 貸 借 料 (年額)							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円

志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札について、募集要領及び仕様書等の募集関係書類の内容を承知し、入札します。

令和 年 月 日

住 所
(所在地)

法 人 名



担当者氏名
電 話 番 号

志木市長 香 川 武 文 様

(注意)

- 1 入札書は、物件番号ごとに作成してください。
- 2 金額は、消費税及び地方消費税を除き、算用数字を用いて右詰で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

質 問 書

令和 年 月 日

志木市長 香 川 武 文 様

申込者
住 所（所在地）
法人名
代表者名

担当者氏名
電話番号
メールアドレス

志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札について、下記のとおり質問します。

質問番号	物件番号	質 問 内 容
1		
2		
3		

（注意）

- 1 質問は、物件番号ごとに作成してください。（全般的事項の場合、物件番号は不要です。）
- 2 質疑のない場合は、提出する必要はありません。
- 3 本紙で不足する場合は、別紙を添付してください。

入 札 参 加 辞 退 届

令和 年 月 日

志木市長 香 川 武 文 様

申込者
住 所（所在地）

法人名

代表者名

私は、志木市庁舎自動販売機設置事業者公募入札に参加申し込みしましたが、都合により辞退します。

記

物件番号	物件名
------	-----

（注意）

入札参加申込提出後、開札までに入札参加を辞退する場合、提出してください。
なお、既に提出された書類の返却はできません。

自動販売機の管理関係等に関する届出書

令和 年 月 日

志木市長 香 川 武 文 様

申込者
住 所 (所在地)

法人名

代表者名

下記賃貸借物件に設置する自動販売機の個別業務等の実施者について、次のとおり届け出します。

記

1 賃貸借物件

物件番号	物件名	物 件 所 在 地

2 個別業務の実施者

区 分	実施者及び所属部署	連絡先 (電話番号)
自動販売機所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
そ の 他 ()		

市有財産賃貸借契約書（案）

貸主 志木市 と借主_____とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成３年法律第９０号。以下「法」という。）第３８条の規定に基づく定期建物賃貸権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条 貸主及び借主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２ 借主は、賃貸借物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第２条 賃貸借物件は、以下のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積	物件番号

（指定用途等）

第３条 借主は、賃貸借物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

２ 借主は、賃貸借物件を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第４条 賃貸借期間は、令和７年７月１５日から令和１０年７月１４日までとする。

２ 自動販売機の設置及び撤去の日は、貸主及び借主にて協議の上、賃貸借期間内で貸主が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第５条 本契約は、法第３８条の規定に基づくものであることから、法第２６条、第２８条及び第２９条第１項並びに民法（明治２９年法律第８９号）第６０４条の規定は適用されないので、契約更新にかかる権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

（賃貸借料）

第６条 賃貸借料は、年額_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

２ １年未満の期間にかかる賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。

（賃貸借料の支払い）

第７条 借主は、前条の賃貸借料を契約期間中の年度ごとに貸主が発行する納入通知書により、指定された納期限内に賃貸借料を納付しなければならない。

（電気料金の支払い）

第８条 借主は、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を量る子メーターを設置するものとする。

2 貸主は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用料の単価に基づき、子メーターの表示から本件自動販売機が使用した電気使用料を算出し、借主に対し納入通知書を発行する。

3 借主は、前項の納入通知書により指定された納期限内に電気料金を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 借主は、第7条及び第8条に基づき、貸主が定める納入期限までに賃貸借料及び電気料金（以下「賃貸借料等」という。）を納入しなかったときは、貸主に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じて、納付すべき賃貸借料等相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める割合で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又は延滞金は徴収しないものとする。

4 借主が賃貸借料等及び延滞金を納入すべき場合において、借主が納入した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する経費は、借主の負担とし、貸主に対し費用の補償を求めることはできない。

(物件の引渡し)

第11条 貸主は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、借主に対し引渡すものとする。

(契約不適合責任等)

第12条 借主は、引き渡された賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。

2 借主は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、貸主の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第13条 借主は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 借主は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸主に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第14条 貸主は、賃貸借物件の維持補修の責任を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借主の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第15条 借主は、賃貸借物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、貸主の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 貸主が、借主に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、貸主は、借主に対し当該賠

償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 借主は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第17条 借主は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸主に対し届出を行わなければならない。

(1) 借主の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。

(2) 借主の地位について合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第18条 貸主は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売り上げの減少等について、貸主の責に帰することが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 貸主は、賃貸借期間中、必要に応じ借主に対し賃貸借物件や売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合、借主は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(機種の変更)

第20条 借主は、賃貸借契約期間中に機種を変更するときは、貸主の承諾を受け、設置された自動販売機を交換できる。

(契約の解除)

第21条 貸主は、借主が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 貸主において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、貸主は、3か月前までに解約の通知を行い、本契約を解除することができる。

3 貸主は、借主に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、借主に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 契約に先立ち借主から提出された入札に関する各種提出書類（参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

(2) 賃貸借料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 貸主の書面による承諾なく、借主が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

(7) 貸主の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。

(8) 借主の信用が著しく失墜したと貸主が認めるとき。

(9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと

等により、貸主が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借主が妨げると認めたとき。

(12) 前各号に準ずる事由により、貸主が契約を継続しがたいと認めたとき。

(契約の失効)

第22条 天変地異により、賃貸借物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、貸主借主相互に損害賠償の請求はしない。

(賃貸借物件の返還)

第23条 第21条の規定による契約の解除・失効及び賃貸借期間が満了したときは、借主は、直ちに賃貸借物件をその所在する場所において、貸主に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第24条 賃貸借期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、借主は自己の費用をもって賃貸借物件の上に存する工作物その他借主が本件公有財産に付属させたものを撤去し、賃貸借物件を原状回復しなければならない。ただし、貸主が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 借主は、原状回復後、直ちに貸主の検査を受け、貸主の承認を得なければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、借主が賃貸借物件を返還しない場合は、本契約の翌日から賃貸借物件の明け渡し完了までの間、借主は貸主に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸主に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第25条 借主は、本契約に定める義務を履行しないために貸主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸主に支払わなければならない。

2 貸主が、第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、借主に損害が生じたときは、借主は、貸主に対しその補償を請求できないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 第23条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、借主が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他費用があっても、借主はこれを貸主に請求しないものとする。

2 貸主の承認の有無にかかわらず、借主が賃貸借物件に対して施した造作については、本契約の終了の場合において、借主は貸主に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第27条 本契約の締結に要する費用は、借主の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約について訴訟等を行う場合は、志木市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第29条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、貸主借主双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、貸主借主両者記名押印の上、各

自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
 志木市
 志木市長 香川 武文

借主